

準中型免許が新設されます!

1 「準中型免許」の新設により、18歳から運転できる自動車の範囲が広がります

■現行の普通免許では車両総重量5トン未満・最大積載量3トン未満の自動車を運転できますが、「準中型免許」は、**車両総重量7.5トン未満・最大積載量4.5トン未満**の自動車を運転することができます。



■受験資格は普通免許と同じ**18歳以上**で、普通免許を受けていなくても取得可能です。

2 普通免許で運転できる自動車の範囲が狭まります

■「準中型免許」の新設に伴い、普通免許で運転できる自動車の**車両総重量・最大積載量**が5トン未満・3トン未満から**3.5トン未満・2トン未満**に引き下げられます。



■これにより、改正後(平成29年3月12日以降)に取得する普通免許では、貨物輸送でよく使われる自動車の多くは運転できなくなります。

中型免許・大型免許は、改正前、改正後のどちらで取得しても、運転できる自動車の範囲は同じです

3 改正前に取得した普通免許で運転できる自動車の範囲は、改正後も変わりません



■改正前(平成19年6月2日～平成29年3月11日)に取得した普通免許は、改正後、車両総重量5トン未満・最大積載量3トン未満の自動車を運転することができます。**5トン限定準中型免許**とみなされ、改正前に運転できた自動車を引き続き運転できます。

■また、改正後に限定解除審査を受けて合格すれば、「準中型免許」に変更することができます。

※平成19年6月2日(中型免許の新設)よりも前に取得した普通免許は、平成19年6月2日以降、「8トン限定中型免許」に変更されている。(右図参照)

改正にかかる各免許の受験資格

◆普通免許……18歳以上

◆中型免許……20歳以上で、普通免許または大型特殊免許の期間が通算して2年以上
◆大型免許……21歳以上で、中型免許、普通免許または大型特殊免許の期間が通算して3年以上

◆普通免許……18歳以上

◆準中型免許……18歳以上
◆中型免許……20歳以上で、**準中型免許**、普通免許または大型特殊免許の期間が通算して2年以上
◆大型免許……21歳以上で、中型免許、**準中型免許**、普通免許または大型特殊免許の期間が通算して3年以上

改正にかかる自動車の区分と各免許で運転できる自動車の範囲

| | 普通自動車 | 中型自動車 | 大型自動車 |
|----------------------------|-------|---------------------------------------|---------|
| ●車両総重量 | 5トン未満 | 5トン以上11トン未満 | 11トン以上 |
| ●最大積載量 | 3トン未満 | 3トン以上6.5トン未満 | 6.5トン以上 |
| ●乗車定員 | 10人以下 | 11人以上29人以下 | 30人以上 |
| 普通免許 | → | | |
| 中型免許 | | → | |
| 大型免許 | | → | |
| 8トン限定中型免許 | → | 車両総重量8トン未満 最大積載量5トン未満 乗車定員10人以下 | |
| (平成19年6月1日以前に 取得した普通免許) | | | |

| | 普通自動車 | 準中型自動車 | 中型自動車 | 大型自動車 |
|----------------------------------------|---------|---------------------------------------|--------------------|---------|
| ●車両総重量 | 3.5トン未満 | 3.5トン以上 7.5トン未満 | 7.5トン以上 11トン未満 | 11トン以上 |
| ●最大積載量 | 2トン未満 | 2トン以上 4.5トン未満 | 4.5トン以上 6.5トン未満 | 6.5トン以上 |
| ●乗車定員 | 10人以下 | 10人以下 | 11人以上29人以下 | 30人以上 |
| 普通免許 | → | | | |
| 準中型免許 | | → | | |
| 中型免許 | | | △改正前と同じ | |
| 大型免許 | | | | △改正前と同じ |
| 8トン限定中型免許 | → | 車両総重量8トン未満 最大積載量5トン未満 乗車定員10人以下 | | |
| (平成19年6月1日以前に 取得した普通免許) | | | | |
| 5トン限定準中型免許 | → | 車両総重量5トン未満 最大積載量3トン未満 乗車定員10人以下 | | |
| (平成19年6月2日～ 平成29年3月11日) 取得した普通免許 | | | | |

※車両総重量、最大積載量、乗車定員が、一つでも異なる自動車の区分の基準に当たる場合は、より大型の自動車に区分される。たとえば、改正後の自動車の区分では、最大積載量が2トン未満の自動車でも、車両総重量が3.5トン以上7.5トン未満の場合は、普通自動車ではなく準中型自動車に区分される。

※各免許では、上図で示した自動車のほか、小型特殊自動車と原動機付自転車を運転することができる。

※第二種免許の区分は改正後も従来通り普通・中型・大型の3区分で、準中型の旅客自動車(バス・タクシーなど)を旅客運送のために運転する場合には中型第二種免許が必要。